

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成30年3月1日（平成30年（独個）諮問第15号）

答申日：平成30年6月18日（平成30年度（独個）答申第12号）

事件名：本人の申告に係るハラスメント調査に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月19日付け第29-506号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の趣旨は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人の開示請求した当該文書については、不当な方法により個人情報が取得されたものであり、適正に利用していただくために全部開示を求める。

適正に利用とは、特定個人により侵された、日本国憲法14条の人権の回復のために使用することである。

不当に取得したということは、審査請求人が、東京大学のハラスメント相談所に公にしない希望で、相談していた状況で、東京大学医学部附属病院（以下「病院」という。）が、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、中立と偽り、弁護士にハラスメントのことを聴取させたということである。

中立と言いながら、特定弁護士は、平成29年特定月日に送ったメールに対して、病院を通して連絡するように指示された。

不開示とした理由に法14条4号に該当するとあるが、コンプライア

ンス通報した案件について、写真を含む、証拠を提示したにもかかわらず、懲罰を受けず、特定個人が庇護され働いていることは、病院全体として、コンプライアンス通報事案を隠ぺいし、東京大学が容認していることを示している。

特定事象という、法律違反に対するコンプライアンス通報は、内部通報者保護法により守られることを示すよい機会であり、国民の間に混乱を起こすこともない。

情報開示することが、中立性を維持し、厚生労働省が提示する方針に沿うハラスメントに対する対応をすることができる。

管理者という立場であるなら、習得済みの人格はハラスメントを疑われることもない。

特定のもの〈審査請求人〉に不当に利益を与え、病院を含む東京大学をあげて、私に不利益を及ぼしている状況は慙愧に耐えない状況である。

ハラスメントの対応において、厚生労働省の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」に沿い、調査の方法、関係者のヒアリング内容、ハラスメントに対する判断について、審議、検討、または協議に対する情報を開示することは、組織の利益・保身にまい進するのではなく、日本国憲法の14条の個人の人権に対する、独立行政法人としての真摯な姿勢を示すものになる。

開示しない理由が、5号に該当するという理由であるなら、国として掲げるハラスメント対策を、もみ消すことが正しいと言っているのと同じである。

組織の中で、法律を犯すコンプライアンス事案を告発した場合の対応がどのように行われるのか、独立行政法人として、ハラスメントを含むコンプライアンス違反を正常化した経緯を模範的にしめすべきである。

特定個人からのハラスメントは、特定病棟のヒエラルキーの中で行われ、労働基準法違反であっても、従うしかない状況だった。また、個室で行われたため、審査請求人の訴えた特定個人の横暴を、看護部が保身のために隠ぺいしている。

平成29年特定月に特定労働基準監督署に告発した労働基準法違反は、平成29年特定月日Aに是正勧告が行われたが、申告した内容と別のことで是正指導が行われ、是正報告が取り交わされている。病院全体で、特定個人の違反行為を隠ぺいしている。

病院の対応を悪質といわず、労働基準監督署の法的処置を行わない対応は、不自然である。労働局監督課の介入があり、平成29年特定月日B期限の是正報告は保留のまま、現在に至っている。進展はない。

人の生命、健康、生活、または財産を保護しようとせず、結束して時効を待ち、すべてなかったことにする予定だと思えない状況である。

また、特定事象に対しても、平成28年特定月から、継続して情報提供したにもかかわらず、関東信越厚生局は、特定機能病院と認定し続けている。

法務局は、人権擁護について、形だけの対応をし、失念したと説明した。

すべてのことを開示すると不都合なのは、東京大学及び東京大学医学部附属病院と上記、関連省庁としか思えない状況である。

法14条2号の〈人〉とは、審査請求人のことである。特定個人は、名前を出さなければ、人としての生命、健康、生活、または財産を保護できる。

独立行政法人として、守るべき〈人〉は、東京大学の庇護のもとに置かれていない〈審査請求人〉である。特定個人のハラスメント、そしてそれをコンプライアンス事案の隠れ蓑として隠ぺいしている東京大学及び東京大学附属病院により、〈人〉である審査請求人は、生命、健康、生活、または財産を侵された。

(以下省略)

(2) 意見書

ア 非開示にされた内容

非開示部分とは黒塗りにされた以下の部分である。

審査請求人申告にかかるハラスメント調査について（報告書）

- ・ ハラスメント調査委員会 委員名
- ・ 事案概要
- ・ 設置理由、ハラスメント調査委員人選方法
- ・ 調査委員会概要、設置期間
- ・ 調査方法
- ・ 調査内容
- ・ 組織体制
- ・ 上記以外の6～39頁について30頁以上にわたってすべて黒塗りである。その中に、「5 育児のための時間短縮勤務（就業規則関連）」、また、33頁には調査を受けての検討の内容、結果についての理由も含まれている。

イ これらの非開示が法14条2号、4号、5号に該当するためと理由説明書にあるが、下記の理由により、非開示理由には当たらない。

(ア) ヒアリング内容

内容が明らかにされなければ、結論が妥当か判断できない。調査の経緯がわからない。調査の正当性もわからない。プライバシーを守るなら、名前だけ非開示にすれば足りる。

(イ) 調査内容、調査結果、調査構成、調査方法などにかかる部分につ

いて

a 一般的なハラスメント調査

東京都の職場におけるハラスメント防止・対応方法によると、「事実確認に基づく判断・通知に関して、事実認定結果の説明を当事者双方に、事実確認の結果を説明します。認定に至った根拠やプロセスを丁寧に説明することが必要です。事実認定が不可能であった場合でもその理由を含め説明します。」と説明されており、一般的なハラスメント調査は説明することが求められている。

厚生労働省HPには、あかるい職場応援団というパワハラ総合情報サイトがある。ここでもパワーハラスメントの予防、解決に向けた取り組みで、説明することが掲げられている。

非開示にされている部分は、上記のそういった開示されるべき調査内容である。

b 東京大学の理由説明書では、調査委員会の調査結果に関するものの開示について、今後の同種の審議、検討又は協議での率直な意見の交換等を困難にするおそれがあると述べている。

しかし、前述のハラスメント防止、対応のとおり、もともと調査を公正に行い説明すべき責任を負うのが、調査委員会である。開示前提であればこそ、公正さが担保されるはずである。ハラスメント調査を適正に行っていたのなら、東京都の指針にあるように、事実確認に基づく判断の説明、問題の解決処理に進むべきだが、説明はない。

健全な職場環境の回復のために、加害行為の中止、被害者が被った不利益の回復、当事者間の関係改善を図るなど解決案は、何も行われていない。

ハラスメント相談所に公にしない希望で相談していたにもかかわらず、東京大学が雇用した弁護士により取得した個人情報、加害者に知らせ、その後説明をされないことは、加害者からの報復を危惧し、不安が増す状況である。

不開示の部分は、その不安の解消、職場環境の整備に必要な説明の部分である。

管理者である加害者が起こしたことは、東京大学が使用者として連帯の職場環境の安全配慮義務違反の責を負う。

開示部分に、勤務時間管理面で多少の不備があったことはありうると記載されているが、私の告発により平成29年特定月と、平成30年特定月に特定労働基準監督署から是正勧告を受けている。ハラスメント内容について含まれる一部のものであり、

加害者との連帯責任を逃れるために、故意に不開示としていると思われる。

当該文書の全部開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象保有個人情報及び審査請求の対象について

特定された本件対象保有個人情報は、病院が保有するハラスメントの主張に対する調査結果について通知文、審査請求人申告にかかるハラスメント調査について及び調査報告書である。東京大学では、当該委員会等資料のうち、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条4号及び5号柱書きに該当するため不開示とした。特に、ヒアリング内容については、プライバシー遵守を前提にヒアリングを実施しており、ヒアリング内容が公開されてしまうと今後同種の調査において関係者が申告を拒んだり、真実を申告することを回避する等の事態を誘発するおそれがあるとともに、かかる情報の開示は、ハラスメント防止に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため開示できない。開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、法14条2号ただし書、イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものが記載されている個人情報は不開示とした。

これについて、審査請求人は、平成30年1月29日付けの審査請求書のなかで、ハラスメントの主張に対する調査結果、審査請求人申告に係るハラスメント調査について及び調査報告書に関して不開示としたことを取り消すとの決定を求めている。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求した当該文書は、不当な方法により個人情報が取得されたものであり、適正に利用していただくために全部開示を求める。適正に利用とは、特定個人により侵された日本国憲法14条の人権の回復のために使用することであり、不当に取得したということは、審査請求人が東京大学のハラスメント相談所に公にしない希望で、相談していた状況で、病院が調査委員会を設置し、中立と偽り、弁護士にハラスメントのことを聴取させたということである。」と主張している。

以上の審査請求人の主張に対する説明に際して、まず、審査請求人以外の個人名その他個人を識別できる情報の取扱いについて説明する。審査請求人以外の個人情報については、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、法14条2号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものが記されている個人情報を不開示とした。

次に、調査委員会の調査結果に関連するものすべて開示せよという主張

に関しては、既に活動を行っていない調査委員会に関する情報であっても、事後的に公開されることになると、今後の同種の審議，検討又は協議での率直な意見の交換等を困難にするおそれがあるものもある。このような場合に該当する部分については、法14条4号に基づき不開示とする必要があり、開示することはできない。調査委員会委員名についても、委員が公になることで不当な働きかけも考えられることから同様の理由で開示することはできない。また、調査委員会を何回諮っているか等事案の性質も踏まえて特に慎重を要することから、回数や開催日時も開示することはできない。加えて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分については、法14条5号柱書きにも該当し、不開示とした。

「東京大学のハラスメント相談所に公にしない希望で、相談していた状況で、病院が調査委員会を設置した」とのことであるが、東京大学人事部にも確認したが、ハラスメント相談所にどういった人がどういった相談を行ったということを所属部署に連絡したことは一切ないということなので、審査請求人の主張には誤認があるものと思われる。病院の調査委員会は、病院長宛ての配達証明郵便等による審査請求人からの訴えを踏まえて病院長が設置したものであり、東京大学のハラスメント相談所への相談状況等は現在でも病院では把握していない。

関係者からの事情聴取などの調査に関する情報は、プライバシー遵守を前提にヒアリングを実施しており、ヒアリング内容が公開されてしまうと今後同種の調査において、関係者が申告を拒んだり、事実を申告することを回避する等の事態を誘発するおそれがある。かかる情報の開示は、ハラスメント防止に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあり、開示することはできない。

なお、不当な方法により個人情報取得されたと主張しているが、東京大学としては、あくまでもハラスメントの有無について調査するためのヒアリングを実施したまでであり、ハラスメントの有無について調査するために必要な個人情報を適切に取得した訳で、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはいない。

したがって、東京大学の決定は妥当なものであると判断するとともに、審査請求人の主張は支持できない。

以上のことから、東京大学は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年3月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月15日 | 審議 |

- | | |
|---------------|-------------------|
| ④ 同月 30 日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年 5 月 31 日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年 6 月 14 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成 29 年特定月日に病院長から交付された「ハラスメントの主張に対する調査結果について」に関連するものすべて。外部委員として弁護士を招聘した調査委員会に関するものすべて。（本人の情報に関するものすべて。※本人提出分資料は除く）」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、具体的には、別紙に掲げる文書 1 ないし文書 3 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 14 条 2 号、4 号及び 5 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の 5 欄に掲げる部分）について

ア 通番 1 及び通番 5 について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名及び肩書きであり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、いずれも審査請求人の申告内容及び審査請求人が調査委員会からヒアリングを受けた際の情報であり、審査請求人が承知している情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番 2 及び通番 6 について

当該部分は、調査委員会の委員名及び肩書きである。当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し確認させたところ、当該部分については、調査委員会設置時に病院から審査請求人に対して教示したとのことであり、審査請求人が承知している情報であると認められることから、これを開示しても、調査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 4 号に該当せず、開示すべきで

ある。

ウ 通番 3 及び通番 7 について

当該部分は、審査請求人が調査委員会へ申告した内容等であり、審査請求人が承知している情報であると認められることから、これを開示しても、調査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、調査委員会におけるハラスメント調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 4 号及び 5 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番 8 について

当該部分は、調査委員会において検討した審査請求人からの申告内容並びに審査請求人が調査委員会へ提出した審査請求人と第三者との会話音声データの受領者名、会話の相手方の職氏名及び会話の概要等である。

当該部分のうち、審査請求人と第三者との会話音声データの受領者名並びに会話の相手方の職氏名及び会話の概要等は、それぞれ一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、いずれも審査請求人が承知している情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、調査委員会において検討した審査請求人からの申告内容は、同号の審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人が承知している情報であると認められることから、これを開示しても、調査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、調査委員会におけるハラスメント調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号、4 号及び 5 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 通番 1 及び通番 5 について

当該部分は、調査委員会がヒアリングを行った審査請求人以外の第三者の氏名及び肩書きであり、それぞれ法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該

部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番3及び通番7について

当該部分は、調査委員会における調査の具体的な手法・内容等に関する情報であり、これを開示すると、今後、同様の委員会におけるハラスメント調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条5号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番4及び通番8について

当該部分は、調査委員会が関係者から聴取した内容や調査委員会におけるハラスメント事案に対する意見等であり、これを開示すると、今後、同様の委員会において、被聴取者等からの協力を得られなくなるなどハラスメント調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条5号柱書きに該当し、同条2号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、4号及び5号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

医学部附属病院が保有する

文書1 ハラスメントの主張に対する調査結果について（1枚2頁）

文書2 審査請求人申告にかかるハラスメント調査について（2枚3頁）

文書3 調査報告書（17枚34頁）

別表

1 文書番号 及び文書名		2 通 番	3 不開示部分	4 法 14 条該 当号	5 開示すべき部 分
文 書 番 号	文 書 名				
1	ハラスメントの主張に対する調査結果について（通知）	—	なし	—	—
2	審査請求人申告にかかるハラスメント調査について	1	① 1頁の13行目34文字目ないし41文字目，14行目22文字目ないし25文字目及び25行目27文字目ないし34文字目 3頁の19行目6文字目ないし13文字目，21行目8文字目ないし18文字目及び22行目35文字目ないし42文字目	2号	1頁の13行目34文字目ないし41文字目，14行目22文字目ないし25文字目及び25行目27文字目ないし34文字目 3頁の19行目6文字目ないし13文字目及び21行目8文字目ないし18文字目
		2	② 1頁の5行目ないし8行目，17行目の不開示部分，19行目ないし21行目	4号	全て
		3	③ 1頁の13行目33文字目，42文字目ないし14行目10文字目，26文字目ないし36文字目，23行目の不開示部分，25行	4号及び5号 柱書き	1頁の13行目33文字目，42文字目ないし14行目10文字目，25行目24文字目ないし26文字

			目 2 4 文字目ないし 2 6 文字目及び 3 5 文字 目 3 頁の 1 9 行目 1 文 字目ないし 5 文字目, 1 4 文字目ないし 2 8 文字目, 2 1 行目 1 9 文字目ないし 3 3 文字 目及び 2 2 行目 4 3 文 字目ないし 4 6 文字目		目及び 3 5 文字目 3 頁の 1 9 行目 1 文字目ないし 5 文字目, 1 4 文字 目ないし 2 8 文字 目及び 2 1 行目 1 9 文字目ないし 3 3 文字目
		4	④ 上記①ないし③を除 く部分	2 号, 4 号及 び 5 号 柱書き	なし
3	調査報告 書	5	① 1 頁の 8 行目 1 8 文 字目ないし 2 5 文字目 及び 9 行目 1 2 文字目 ないし 1 5 文字目 2 頁の 3 行目の不開 示部分 3 頁の 2 9 行目ない し 6 頁 2 行目の不開 示部分	2 号	1 頁の 8 行目 1 8 文字目ないし 2 5 文字目及び 9 行 目 1 2 文字目ない し 1 5 文字目 3 頁の 2 9 行目 ないし 6 頁 2 行目 の不開示部分
		6	② 1 頁の 5 行目及び 1 4 行目ないし 1 6 行目	4 号	全て
		7	③ 1 頁の 8 行目 1 7 文 字目, 2 6 文字目ない し 3 8 文字目, 9 行目 1 6 文字目ないし 2 6 文字目及び 1 3 行目 2 頁の 8 行目ないし 1 0 行目 3 頁の 8 行目の不開 示部分, 9 行目の不開 示部分, 1 2 行目及び 1 3 行目 2 9 頁ないし 3 4 頁	4 号及 び 5 号 柱書き	1 頁の 8 行目 1 7 文字目及び 2 6 文字目ないし 3 8 文字目

		8	④ 上記①ないし③を除く部分	2号, 4号及 び5号 柱書き	1頁の31行目 2頁の1行目 17頁の34行 目及び35行目 18頁の1行目 21頁の11行 目ないし13行目 23頁の2行 目, 3行目及び2 5行目ないし27 行目 24頁の12行 目, 13行目, 2 3行目, 24行目 及び30行目ない し32行目 25頁の5行 目, 18行目及び 28行目1文字目 ないし6文字目 26頁の9行目 ないし20行目
--	--	---	----------------	--------------------------	---

(注) 本表は、当審査会において、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分と法14号該当号について整理して作成したものである。